

前回WGにおける指摘事項等について

1. エレベーターの製造台数等を非公表とする理由について（回答）

資料3による。

2. 製造者責任の関連法令について

資料4による。

3. 企業の社会的責任（CSR）として既設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置費用を一部負担することに関するメーカーの考え方について（回答）

資料5による。

4. 全面改修工事に対する戸開走行保護装置の設置割合が100%でない理由について

①日本エレベーター製造からの回答

某施設に一括納入した6台が全面改修工事ではなく、戸開走行保護装置に対応していない部分改修(制御改修)で、集計結果に誤りがありました。

第2回WGでの質問事項

○ 既設エレベーターへのUCMP設置状況について		訂正前	訂正後
追1-1	改修工事の年間件数	2009年10月～2010年12月実績 全面改修件数：134件 部分改修件数：43件	2009年10月～2010年12月実績 全面改修件数：128件 部分改修件数：49件
追1-2	全面改修工事に対する戸開走行保護装置設置の割合 ※平成21年9月28日以降	96%	100%
追1-3	部分改修工事に対する戸開走行保護装置設置の割合	16%	14%

5. その他前回WGにおける指摘事項

- ・ 各エレベーターについて、利用者が不特定多数なのか、または不特定少数、特定多数、特定少数なのかによって、対応の仕方が変わってくるという考え方もあるのではないか。
- ・ 安全性の向上を図る上では、利用者がより高い安全性を要望し、それに対して所有者又はメーカーが応えていくという形があるべきではないか。

- 安全レベルを表示することによって、利用者が個々のエレベーター安全の度合いについて把握できるようにすれば、利用者から所有者又はメーカーに対してより高い安全性を求めていくようになり、結果として安全性を向上させていくことができるのではないか。
- 世の中に絶対のものはありえないということは承知しているが、(飛行機などのように)自分で安全を担保できないものである以上、絶対安全を目指していくべきではないか。
- 100%の絶対安全が存在しないことは厳然たる事実として前提においた上で、残留リスクを可能な限り小さくすることが必要である。
- 現在の大臣認定制度では構造方法を定めているだけであって、安全レベルを示すものではない。安全レベルに関する情報を公開し、利用者がより高い安全レベルを要望していけるようなシステムが必要だと考える。